

明治維新後、維新に至る歴史を編纂することは重要な課題となった。政府主体の編纂についての研究成果はあがっているが、維新後も多くの史料を保有していた大名華族の旧藩単位での編纂については、編纂物や現存する一次史料が幕末維新史研究に使用されているにも関わらず、実証的な研究は限られている。本報告は、維新後に大名華族の編纂を牽引した島津家の歴史編纂と明治政府との関係を検討することにより、制度上は消失した藩や大名の歴史がどのようにして現在に伝えられているかを考えようとするものである。

明治21(1888)年7月、宮内大臣より嘉永6(1853)年から明治4年にいたる旧藩内における事蹟を記録して三ヶ年以内に提出せよという下命が島津(旧薩摩藩)・毛利(旧長州藩)・山内(旧土佐藩)・徳川(旧水戸藩)の四家に出された。いわゆる「国事鞅掌史料」編纂は、明治25年までに115の家に命じられ、各家の編纂担当者による史談会が組織された。また、すでに編纂に着手していた家でもその編纂体制を拡大させるなど、大名華族の歴史編纂にとって重要な契機となった。史談会の機関誌である『史談会速記録』は明治25年から昭和13年まで411輯が刊行され、ほぼ毎月実施された例会の講演や意見書、資料などを掲載した。各家の「国事鞅掌史料」もその後それぞれに出版され、これらは、幕末維新史研究に欠かせない資料となっている。島津家の編纂物は、鹿児島県から『島津齊宣・齊興公史料』、『島津齊彬公史料』、『島津忠義公史料』として刊行された。

先行研究では、島津家の編纂について「明治二一年から二三年の間に従来集録された史料を、安政六年から明治五年までの時期で国事鞅掌事項に絞って整理したもの」と説明し、「宮内省への提出は期限通りに行われたと思われる」が、「編集方事業が中止される三二年までに、少しは追加訂正がなされたであろうと考える」としてきた。しかし、結論を先取りするならばこれは錯誤である。明治二一年に下命を受けた島津家・毛利家・山内家・水戸徳川家が宮内省への提出を果たした時期について、報告者は明治三六年であったと考えている(早くとも明治三四年)。島津家の編纂担当は業務を完成させることなくその職を解かれており、島津家が宮内省に提出したのは、明治二一年以降編纂し続けていたものではなく、『薩藩史料』という編纂物であった。島津家の国事鞅掌史料には二つの編纂物が存在したのである。

下命の背景についての先行研究についても再考の余地がある。宮地正人氏は、王政復古に最大の功績があった四家に対する明治二一年の下命の理由を、議会開設を目前にし「天皇制国家の支配の正統性を強く打ち出すため、維新时期に勤王功績のクローズアップが意図された」という背景をあわせて考える必要があるとする。宮地氏は「一〇年代と異なり、皇室の藩屏を自認し、自らの功業を誇示しようとする華族層の要求が色濃く反映していた」といった知見を与えてくれている。しかし、本来三年間での提出命令であったものが、その後十年もの間、公式に提出延期が認められていることを考える時、政府側の意図、少なくともその後の変化については改めて検討する必要があるだろう。

本報告は、島津家が下命を受けて自らの家でどのような編纂体制をとり、どのように提出したのかということについて、編纂員の記録を再検討するとともに、これまであまり使われてこなかった島津家家政史料を用いて明らかにする。同時に、宮内庁書陵部の調査により明らかになった事実を加えて検討する。当面の課題は、大名華族が自らの歴史を編纂することに対して、どのように取組み、どのような困難があったのかということ、従来語られてきた政府側ではなく大名華族側の視点から考えることであり、本報告ではこの点を明らかにしたいと考えている。